

令和7年5月27日

保管した簡易違反広告物に関する公示

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき、除却した広告物又は掲出物件を保管していますので、同法第8条第2項の規定によりその保管物件を下記のとおり公示します。

返還の申し出をする場合は、本人を確認できる書面、当該屋外広告物の所有者等であることを証する書面及び印鑑をご持参のうえ、「所沢市役所低層棟2階道路維持課」に来庁し、返還を受けてください。

公示の日から2日を経過してもなお返還の申し出がない場合は、屋外広告物法第8条第3項又は第4項の規定により売却又は廃棄することがあります。また、公示の日から6箇月を経過してもなお返還の申し出がないときは、当該屋外広告物の所有権は、所沢市に帰属します。

所沢市長 小野塚 勝彦

記

保管の場所		所沢市大字上安松1167番地(所沢陸橋下倉庫)				
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	摘要
070422	はり札	22	東狭山ヶ丘1丁目18番地他	令和7年4月22日 9:20~13:28	令和7年4月22日	
	立看板	1	北中31丁目6番地	令和7年4月22日 9:20~13:28	令和7年4月22日	
070423	はり札	38	上安松203番地他	令和7年4月23日 9:10~14:40	令和7年4月23日	
	立看板	6	上安松203番地他	令和7年4月23日 9:10~14:40	令和7年4月23日	
070424	はり札	31	山口137番地他	令和7年4月24日 9:13~10:59	令和7年4月24日	
	立看板	4	山口137番地他	令和7年4月24日 9:13~10:59	令和7年4月24日	